

件名	愛媛県食肉衛生検査センター設置条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>平成 23 年 3 月 31 日での食肉衛生検査センター宇和島支所の廃止に伴い、食肉衛生検査センターに支所がなくなること及び今後も支所を設置する見込みがないことから、愛媛県食肉衛生検査センター設置条例第 3 条の支所の設置に関する条文を削除するものである。</p> <p>(現行)</p> <p>第 3 条 食肉衛生検査センターに、規則で定めるところにより、支所を置くことができる。</p>	
施行日	平成 23 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p>	